

京丹波町議会基本条例 「条文の解説」

前文

京丹波町議会は、憲法が定める「地方自治の本旨」を実現するため、二元代表制のもと、町民から直接選挙された機関として、その権能を十分に発揮することにより、町民福祉の向上に寄与する責務がある。

その実現のため、京丹波町の意味決定機関である議会は、その審議過程において、徹底した情報公開による公正性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、議決事項については、議会として町民への説明責任を負うものである。また、議会への町民の参画推進を促進することで、開かれた議会を実現し、町民の意見を最大限に反映させる義務がある。

上記の理念に基づき、議会及び議員の活動原則、議会と町民と行政との関係を定めることにより、町民に信頼される議会をつくり、京丹波町発展に寄与することを目指して、京丹波町議会基本条例を制定する。

【前文の解説】

前文のある法律や条例はあまりありませんが、議会の大切な基本の条例となるため前文を設けました。同時に、本条例の制定にあたって、基本理念や責務を定めた京丹波町議会の議会づくりの決意を示すものです。

地方公共団体では、議決機関である議会を構成する議員は、選挙において住民の直接選挙により選出された、住民の代表者です。二元代表制の一翼を担う議会の役割は、町長をはじめとした執行機関と常に緊張関係を保ちつつ、その事務の執行を批判し、監視していくことと、町民の意思を町政に反映させる大きな役割を担っています。

「地方分権」が進められ、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようになり、議会の責任や果たす役割の重要性は増しています。こうした中、さらに議会活性化の取組を進めることは、町民の負託に応えていくことにつながります。また、住民参画を柱として、多数決の前に意見を十分に聞き、徹底した討論を経て、議会で決定したことについては、その経過や理由などを説明する責務を負うことなどを盛り込んだものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 の条例は、地方主権時代にふさわしい議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な事項を定めることにより、「町民参加及び町民との協働」「情報公開及び説明責任」「議会機能の発揮」「政策形成」を柱とする「開かれた京丹波町議会」を実現し、京丹波町の持続的で豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

【条文の解説】

条例の制定の目的を「開かれた議会」の実現と定め、目的を達成する手段として、「町民参加及び町民との協働」「情報公開及び説明責任」「議会機能の発揮」「政策形成」を4本の柱としています。

ここでいう「開かれた議会」とは、議案審議や所管事務調査に対し、現場の実態や関係者・機関の意見などをよく聴取し決定すること。議会で決めたことは十分に説明し、受身にとどまらず、各議員が積極的に政策形成に参画することで、民主主義の徹底を目指すことを意味しています。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 町民から直接選挙された代表者であることを常に自覚し、公正性、公平性、透明性及び信頼性を重視し、町民参加を不断に追求する開かれた議会を目指すこと。
- (2) 会議の運営については、開かれた議会の実現に向け、常に見直しを図ること。
- (3) 町民が議会を傍聴し、町政に参画する意欲が高まる議会運営に努めること。

【条文の解説】

議会の活動原則として、①町民の代表として選出された自覚を持ち、一部地域や一部の団体への偏りではなく、第1条で謳う「開かれた議会」を目指すこと、②前例にとらわれず、会議運営の工夫を常にはかかると、③町民が関心を寄せる運営をすることを掲げています。

(議会の災害時の対応)

第3条 議会は、本町地域において災害が発生した場合は、行政と一体となり、円滑に支援活動が行われるよう協力しなければならない。

2 議会の災害時の対応に関する事項は、議長が別に定める。

【条文の解説】

災害等の緊急事態が発生した際、議会として、復旧または状況の改善に向けて、行政と一体となって、円滑かつ迅速に対応することを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府及び合議制の機関であることを十分に認識し、町民の意見を的確に判断し、活発な議論を重んじること。
- (2) 個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。
- (3) 町政の課題全般について、自己の能力を高め、町民の代表として、ふさわしい活動を行うこと。

【条文の解説】

個々の議員活動原則として、①多様な意見を自由に出し合い、さまざまな角度からの検討を行なうこと、②個別的な課題解決にとどまらず、町全体に対する発展・福祉の向上を目指した活動をする事、③積極的に各地域・各分野に出かけ実態を把握すること、各種の調査研究活動に日常的に取り組むことにより議員としての能力を高め、結果として全体の代表にふさわしい活動を展開することを掲げています。

(議員事務室の設置)

第5条 議員の活動の原則に資するため、議員事務室を置く。

2 議員事務室の利用に関する事項は、議長が別に定める。

【条文の解説】

町民のみなさんとの意見交換や議員同士の協議ほか、活動の拠点として、議員の活動原則に資するよう、議員事務室を設置しています。

第2章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との協働)

第6条 議会は、町民に開かれた議会とするため、情報公開に積極的に取り組み、透明性を高めるとともに、町民に対する説明責任を果たし、活動情報を積極的に公開しなければならない。

2 議会は、議会に関する条例又は規則で定める全ての会議を、原則として公開しなければならない。

3 議会は、本会議又は常任委員会、議会運営委員会その他特別委員会（以下「委員会等」という。）の運営に当たり、派遣制度並びに公聴会制度及び参考人制度を活用して、町民又は関係者の専門的又は政策的識見を聴き、議会の討議及び政策形成に反映させるよう努めなければならない。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、審査を行う場合においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

5 議会は、町民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力の充実に努めなければならない。

6 議会は、議案に対する各議員の表決結果を議会広報紙、ホームページ等で公表するとともに、議員の活動に対して、町民の的確な評価に資する情報の提供に努めなければならない。

7 議会は、町民が議会に参画できるよう最大限の配慮をしなければならない。

【条文の解説】

第1項では、情報公開と説明責任が大前提であることを定めています。

第2項では、法令に基づく秘密会を除き、本会議など正規の会議は公開することを謳っています。全員協議会も議長が認めるものは原則公開とします。

第3項では、議員派遣制度（京丹波町議会会議規則第128条第1項）、公聴会制度（京丹波町議会委員会条例第22条）、参考人制度（京丹波町議会委員会条例第28条）などを十分に活用し、実態把握に努めること。町民・町長及び執行機関職員等の関係者の専門知識などを十分に活用して議会活動を展開することを謳っています。

第4項では、請願及び要望・陳情で本町に関わるものは、町民からの政策提言ととらえ、必要に応じて提案者の意見を聞く機会をつくる努力を求めています。

第5項では、町民と出会う機会を設けることにより、各分野・地域に対する議員の関心を高め、積極的な能力向上と政策活動を旺盛に進める努力を求めています。ここ

で言う「多様に」とは、地域のみでなく、各分野・各団体などとも出会う機会をさまざまな形態で追求していくことを意味しています。

第6項では、採決の結果について、定例会を中心に各議員の表決態度（賛成・反対等）を公表します。公表方法は、議会広報紙等に一覧表を掲載します。

第7項では、町民の議会への参画に対して、最大限の配慮をすることを述べています。

（議会広聴）

第7条 議会は、議会及び議員の活動原則に基づく町民との多様な意見交換の場として、議会広聴活動を行わなければならない。

2 議会広聴に関する事項は、議長が別に定める。

【条文の解説】

さまざまな形態での広聴活動を行い、幅広い層や団体からの意見を広く聴くことにより、タイムリーな情報共有を行うことができ、議員の資質を高めることにもなります。

第3章 町長等と議会及び議員の関係

（町長等と議会及び議員の関係）

第8条 議会は、町政運営を常に監視及び評価し、町長、教育長その他執行機関の長（以下「町長等」という。）及び執行機関関係職員とは、常に緊張関係を保持するよう努めなければならない。

2 本会議又は委員会等において、議員の質問又は質疑に答弁をする者は、論点又は争点を明確化し議論を深めるために、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

3 議員は、法律で規定されている場合を除き、町長等の指揮下にある審議会その他の附属機関の委員として就任しないものとする。

【条文の解説】

第1項は、議会は二元代表であり、監視機能をもつために、議会と執行機関とが馴れ合いにならないように緊張感を持ち、職務にあたることを謳ったものです。

第2項は、本会議や委員会において、議員の質問や質疑の内容が不明確であった場合、町長等が質問や質疑を行なった議員に対して、質問の趣旨・論点・争点を確認できるように定めることで、議論を明確にしようとするものです。

第3項は、法で定めた議会選出委員会を除き、第1項のとおり二元代表制の関係のため、議会からは審議会などの委員としての参画をしないこととします。

（重要な政策等の説明資料の請求）

第9条 議会は、町長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案又は執行における論点又は争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。
- 3 議会は、町政の調査に必要な資料提出の請求を行った場合又は町政について説明を求めた場合は、これに誠実に対応するよう町長等及び執行機関関係職員に求めるものとする。

【条文の解説】

町長が、新たな施策や従来の施策を大幅に変更する提案の際は、重要な案件と見なされるものであり、議会として第1号から第5号までについて、法的根拠や施策の効果、見通しなどを明らかにするよう求めたものです。

第3項は、資料請求の提出について誠実な対応を求めたものです。ここで言う資料とは、行政等が保有する資料を指しています。

(文書質問等)

- 第10条 議員は、閉会中において、主体的かつ機動的な議員活動に資するため、議長を経由して、町長等に対して、文書質問をすることができる。
- 2 文書質問の取扱いに関する事項は、議長が別に定める。

【条文の解説】

議会閉会中においても、町長・執行機関に対して、政策、施策等をより深く理解するために、文書質問を行うことを定め、議長名で文書質問を送付して文書で回答を求めます。文書質問は、一般質問に相当する内容を質問することができます。

(予算及び決算における政策等説明資料の請求)

- 第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、第7条の規定に準じて、分かりやすい政策等説明資料の提出をするよう町長に求めるものとする。

【条文の解説】

予算・決算はすべての町民に関わる重要な議案です。議会は、町民の代表として審議に臨んでおり、町民への説明責任を負っています。このことから、議員自身が町民に対しても説明できる水準の資料を求めるべきであることを明記しました。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

- 第12条 議会は、町政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等が共に町民に対する責任を担いながら、町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するた

め、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を次のように定める。

- (1) 町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に基づく基本計画に関すること。
- (2) 前号の基本計画に基づき、町行政の各分野における政策等の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する事（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの
 - ア 町民生活の安全、防災、交通、情報通信等に関する計画
 - イ 福祉、医療、介護、健康、環境等に関する計画
 - ウ 次世代育成、男女共同参画等に関する計画
 - エ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画
 - オ 都市計画、住宅、上下水道等に関する計画
 - カ 教育等に関する計画
- (3) 町が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの

【条文の解説】

地方自治法第96条第2項は、条例に定めることにより議会の議決対象を拡大することができると定めています。自治体における民主主義を発展させるためには、住民代表である議会が関与せずに、重要なことが決められることは避けなければなりません。一方で、議決対象にすることは議会も連帯してそのことに責任を持つこととなります。

第4章 自由討議の拡大

(自由討議の活用)

- 第13条 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長は、町長等及び執行機関関係職員に対する本会議又は委員会等への出席要求は、必要に応じたものとし、議員相互の自由な討議（以下「自由討議」という。）の場を設けるよう努めなければならない。
- 2 議員は、自由討議の拡大に努め、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。
 - 3 議会は、自由討議において、積極的な議論を尽くすとともに、併せて町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
 - 4 議員は、自由討議の結果としての議会の統一した意思決定に向けて、合意形成に努めるものとする。

【条文の解説】

町長提案・議員提案を問わず、本条例の前文、第1条から第3条までを受けているもので、さまざまな意見を出し合い、よりよい内容に高めていく義務を定めたものです。各議員の不断の調査研究の成果として、様々な提案を積極的に行なうとともに、他の議員・会派の提案であっても可能な限り議会の意思となるように努めることを定めています。ただし、各議員・会派の自由な意思表明を妨げるものではありません。

第1項の「出席要求は必要に応じたものとし」とは、議員間の自由討議の時間帯まで、多数の説明員（執行部職員）を議会に拘束することを避ける意味であり、必要な説明員のみに出席要請するのは当然のことです。

第2項では、議員の政策提言・議案（修正案）提案の積極化を条文で明記したものです。

第3項では、個々の結論に至った経過や理由を十分に町民に対して説明する義務を定めています。

第4項では、自由討議を行い、可能な限り議会の意思をまとめる努力を求めています。ただし、異論を認めないものではなく、最終的には、議会として合意形成にいたるよう努めるものです。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第14条 議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、議員研修の充実に当たり、各分野の専門家等又は町民との研究会又は研修会の開催、ほかの地方公共団体及び議会との連携又は調査研究その他の政策研究の場を積極的に設けなければならない。

3 議会は、その権能を発揮及び発展させるため、研修を深めて議会改革に継続的に取り組み、既存の制度、運営の方法等について、不断の見直しを行わなければならない。

【条文の解説】

議会全体として必要な課題について、先進自治体職員・議員の事例や大学等や学識経験者などの多様な意見を聞くなど積極的に調査・研究・研修活動を展開することを定めています。

（議会事務局の体制整備）

第15条 議会は、議会及び議員が権能を発揮し、議員の監視及び政策形成能力を高め、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局機能の充実及び組織の体制整備に努めなければならない。

【条文の解説】

議会及び議員の政策形成能力向上のため、議会事務局の機能充実と体制強化に努めることを定めています。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、町政に関する重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に公表するとともに、町民からの意見、要望等を取り上げ、広報に反映するよう努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会の広報活動に努めなければならない。

【条文の解説】

議会広報のあり方を定めています。また、紙媒体に留まらず、ホームページなど有効的な多様な広報手段を多面的に活用し、町民の関心が寄せられる活動を求めています。具体的内容は、議会広報広聴特別委員会で検討することになります。

(議会図書室の設置、公開)

第17条 議会は、法第100条第19項及び第20項の規定により、議会の図書室を設置し、これを議員のみならず、町民その他関係者の利用に供するものとする。

2 議会は、議員の政策形成能力の向上に資するため、議会図書室の資料の収集及び充実に努めなければならない。

3 議会図書室の利用に関する事項は、議長が別に定める。

【条文の解説】

議会図書室を設置し、議会関連図書・資料、自治体関連図書・資料、各種白書、地元関連資料などをそろえて整理し、議会活動に有益な図書室に発展及び向上させる必要があります。また、図書室の利用に当たっては、今後、町民並びに町職員をはじめ関係者の利用を促進するシステムを構築する必要があります。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第18条 議員の政治倫理に関する基本となる事項は、条例で別に定める。

2 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、地位に基づく影響力の不正な行使等により、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

3 議員は、補助金等交付団体の代表に就任しないよう努めるものとする。

【条文の解説】

本町では既に「京丹波町議会議員政治倫理条例」（平成20年9月30日施行）が定められております。議員は特別公務員（地方公務員法第3条第3号第1号）であり、全体の奉仕者です。その意味で、自己の地位を利用した利害によって行動してい

るという疑惑を受けないようにするとともに、もし疑惑がかけられた場合は、率先して事実を明らかにしなければなりません。

第3項は、議員は、補助金等の監視機能をもつため、公的な補助金や助成金等が支出される町内の各種団体の代表に就任することを、議員自身が自粛することを規定したものです。

なお、就任した場合には、京丹波町議会議員政治倫理条例第3条第5項により、議長に届け出ることを定めています。

第6章 本条例の位置付け並びに議会及び議員の責務

(本条例の位置付け)

第19条 この条例は、議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会関係の諸条例、規則、規定その他の例規（以下「諸例規」という。）を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、任期開始後速やかに、この条例の研修会を行わなければならない。

3 議会は、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講じなければならない。

【条文の解説】

第1項では、本条例は、議会の最高規範と位置づけ、本町議会の理念等を述べた大切な基本の条例であるため、この条例の理念や趣旨に反する条例等の例規の制定を禁じています。

第2項では、議員の任期開始後速やかに、本条例の研修の機会を提供することを定めています。

第3項は、本条例の検証と対応指針を定めています。

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び活動原則並びにこれらに基づいて制定される諸例規を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

【条文の解説】

議会議員に、本条例及び関連例規を遵守し、町民に対し責務を果たす行動を義務づけています。